

市第 108 号議案

海づくり施設及び港湾施設の指定管理者の指定

次のように海づくり施設及び港湾施設の指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市大黒海づくり施設、横浜市本牧海づくり施設、横浜市磯子海づくり施設及び大黒ふ頭先端緑地	大阪市中央区南船場2丁目3番2号	イオンディライト株式会社 代表取締役社長 堤 唯見	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市大黒海づくり施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）